

泉南市行政経営の取組方針

令和5年3月

泉 南 市

はじめに

本市では、平成8年に策定した「行財政改革大綱」以降、大綱に定められた体系に基づく実施計画として、改革の具体的な取組事項を定めた行財政改革実施計画を策定し財務構造の転換をめざしましたが、十分な転換にはいたらず平成22年10月21日に「財政早期健全化宣言」を発令し、抜本的な財政構造の転換を目的に徹底した行財政改革を全庁的に進めてきました。

市民の皆様のご協力により財政健全化の取組の成果として、宣言後、令和3年度までの12年間は黒字を維持することができ、第6次行財政改革実施計画に掲げた財政面での目標は達成することが見込まれます。

また、昨年11月に策定した「中期財政計画」も踏まえ、財政健全化の状況が改善していることから、令和4年度末をもって「財政早期健全化宣言」を解除します。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化等、本市を取り巻く課題はいまだ解消されていません。引き続き持続可能な行財政運営に向け、全職員が一丸となって、私たち職員でなければできない仕事、市民とともに創っていくべき仕事、新たな主体に委ねていく仕事、広域的な視点で取り組むべき仕事等をゼロベースで考え直し、新たな改革のステージに進める必要があります。

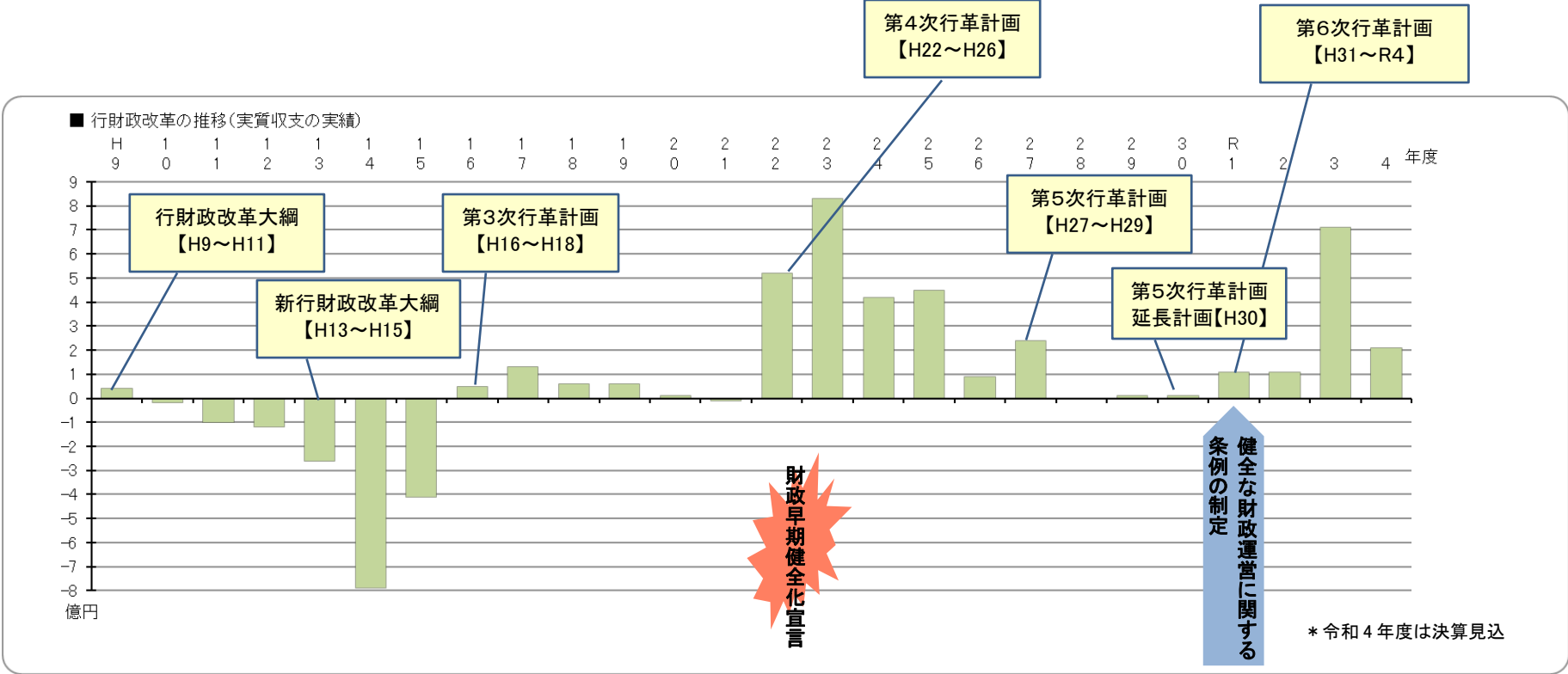
こうした背景から、本取組方針は、経費節減や業務の効率化といった従来からの「削減」の視点に立った改革だけでなく、職員一人ひとりが仕事に果敢にチャレンジできる行政経営体の構築をめざし、今後3年間取り組むべき改革方針を示すものです。

令和5年3月

泉南市長 **山本優真**



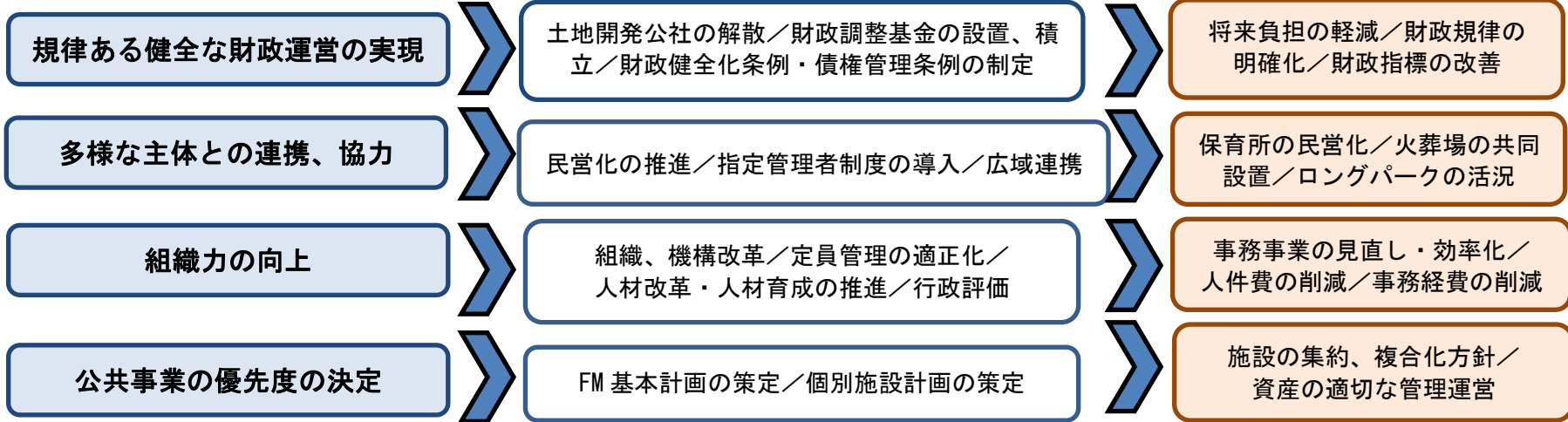
これまでの行財政改革 ー 行財政改革の推移 ー



関西国際空港の開港に伴う都市基盤整備や福祉、教育等の幅広く事業を推進していた中、バブル経済の崩壊やその後の景気低迷、リーマンショック等による市税収入の減少、また土地開発公社の解散、標準的な基金残高の確保の必要性等、本市の行政課題と向き合いながら財政の健全化をめざし、6次にわたり行財政改革を実施し、持続可能な行財政運営に努めてきました。

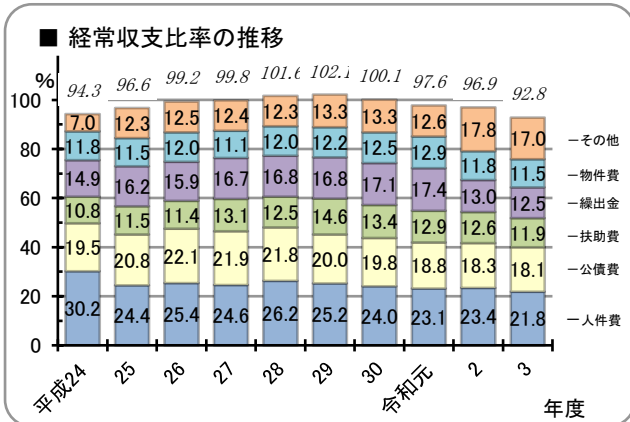
これまでの行財政改革 — 取組内容と評価 —

この間、基金に頼らない財政運営をめざし、財源不足を解消し、財政健全化を目的として改革に取り組んできました。また、広域および民間連携を進めることで、経費の削減に取り組み、財政基盤の構築ができてきました。

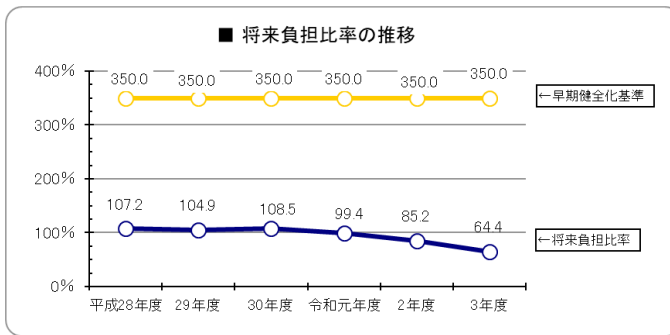


【財政指標の改善】

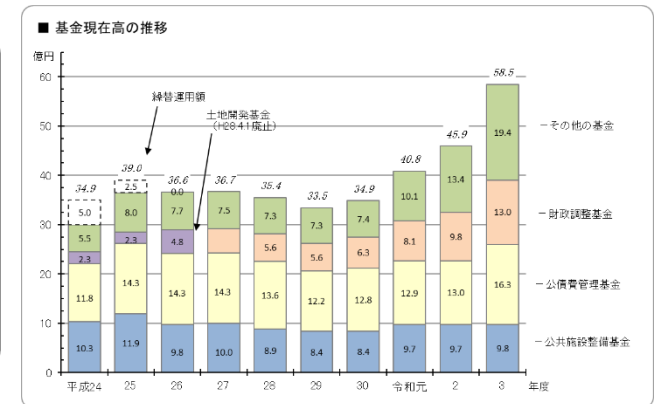
経常収支比率の改善



将来負担比率の改善



基金残高の増加



第6次行財政改革実施計画の評価

第6次行財政改革実施計画期間での財政状況結果(H31⇒R4)

- 実質収支: △4億9,400万円(R4計画)⇒ 2億1,300万円(R4見込)
- 地方債残高: 294億5,000万円(H30) ⇒ 254億4,000万円(R4見込)
- 基金残高: 34億9,000万円(H30) ⇒ 60億5,000万円(R4見込)

当初の赤字見込みから、黒字に転換することが見込まれます。
また、地方債残高については約40億円の減少、基金残高については約25億円の増加となりました。

(1)適正な財政運営

○事務事業の見直しによる歳出の最適化

補助金(3~5%)・負担金(12件)の削減、保守契約の一括化

○その他歳入確保

使用料・手数料の改定(3件)、ネーミングライツ導入(2施設)
広告パンフレット(12事業所)、市内公共施設への清涼飲料水の自動販売機設置(5カ所)、ふるさと納税の取りまとめを外部委託

○資産の適切な管理・運用

LED照明の導入(10カ所)、高圧電力施設(29カ所)における電力供給者の変更

○人件費の削減

一般職員・特別職給与、管理職手当の削減等

(2)人と組織の活性化

○組織体制の強化

効率的・弾力的な組織体制構築のための係再編⇒5係
公共下水道事業の公営企業会計への移行

○公正性の確保と透明性の向上

内部統制制度・包括外部監査の導入

○市民サービスの向上

住民票・印鑑証明書のコンビニ交付、留守家庭児童会の開設時間の延長

(3)市民と行政の相互理解の促進

○多様な主体との連携・協働

アドプト制度の拡充(37件)

○民間活力の活用

火葬場における指定管理者制度の導入、PFI事業者によるりんくう公園の整備・運営

○情報発信の推進

歴史的建造物を活用した誘客ツールの作成・運用

■第6次行財政改革実施計画の効果額（令和元年度から令和3年度まで）

No.	取組事項名	具体的内容	R1効果額 (千円)	R2効果額 (千円)	R3効果額 (千円)	計 (千円)
1	負担金の見直し	各種協議会の解散・脱退・休会等	274	288	316	878
2	補助金の見直し	各種補助金の3～5%の削減	1,516	834	821	3,171
3	会議録作成業務の見直し	議会会議録の速記を廃止し、筆耕反訳による作成に見直し	—	1,108	1,108	2,216
4	市税徴収対策の強化	大阪府域地方税徴収機構に参加し、困難事案にも共同で対処等	96,667	55,474	138,882	291,023
5	未収債権に係る徴収率の向上	債権管理条例に基づき、各課目標を設定し進捗管理を実施	12,407	11,106	10,656	34,169
6	青少年の森使用料の見直し	料金改定（市内料金の2倍となる市外料金の設定）	32	11	7	50
7	りんくう体育館使用料の見直し	料金改定（体育館：2,400円→2,900円）等	54	330	178	562
8	幼稚園通園バス利用料の見直し	料金改定（1,000円→2,000円）	1,095	2,511	2,351	5,957
9	公共施設への広報掲示、ネーミングライツの検討、広告パンフレットの配架検討	公用車への有料広告、市民体育館・市民球場にネーミングライツ導入、市役所・図書館・保健センターのパンフレット立てへの有料広告の頒布	741	1,301	1,300	3,342
10	新たな手法による歳入確保の検討（土地使用料の徴収）	カーポート型太陽光発電設備の設置、市内公共施設における自動販売機の設置による市有財産の有効活用	857	568	493	1,918
11	市有財産の売却等の促進	行政財産の未利用部分の売却・貸付	15,045	487	8,169	23,701
12	庁舎管理費等の節減	住民情報記録システム、警備、電話交換・受付業務に係る契約内容の見直し	6,444	16,616	16,616	39,676
13	施設土地借上料の見直し	青少年の森賃借料の3%削減	47	47	47	141
14	電力供給者の見直しによる電気料金の削減	市内29施設の電力供給者の切り替え	31,000	40,798	41,342	113,140
15	一般職員給与の削減	給料月額（部長級5%、次長級4%、課長級3%、課長代理級から主任級2%、以下1%）の減額	47,460	47,628	44,048	139,136
16	特別職給与の削減	給料月額（市長15%、副市長9%、教育長5%）の減額	3,646	3,989	3,989	11,624
17	管理職手当の削減	管理職手当の減額（令和1,2年度は20%、令和3年度は10%）	9,222	9,240	4,620	23,082
18	公の施設の見直し	市民交流センターの夜間管理業務の委託内容の見直し	112	—	112	224
			226,619	192,336	275,055	694,010

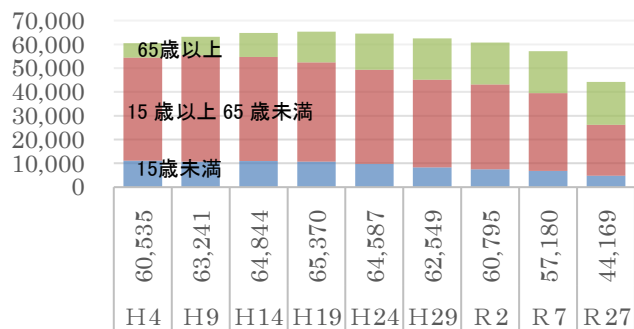
今後における課題

人口の高齢化、公共施設の老朽化による維持・更新等による大幅な歳出増加が見込まれます。

歳入面では生産年齢人口の減少により市税収入の大幅な増加が見込めず、地方交付税や国庫補助金等の支出金も流動的であることから、歳入に見合った予算規模の適正化を図りながら、魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

生産年齢人口の減少

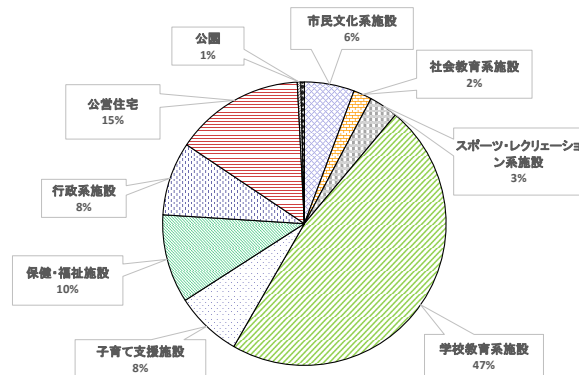
総人口	60,795 人 → 57,180 人
	(令和 2 年) (令和 7 年)
高齢化率	29.1% → 31.0%
	(令和 2 年) (令和 7 年)
生産年齢人口の割合	58.5% → 57.2%
	(令和 2 年) (令和 7 年)



出典：R2 まで住民基本台帳人口(年度末現在)、
R7、R27 国立社会保障・人口問題研究所による推計人口

公共施設の老朽化

本市が所有する公共建築物の延床面積は、平成 27 年 3 月末現在 171,149 m²で、市民一人当たりの延床面積は 2.68 m²となっています。築年別の整備状況では、人口増加が顕著になり始めた昭和 40 年代後半～50 年代前半にかけて数多くの施設が整備され、これらの施設が現在概ね築 50 年を迎え、老朽化対策が必要となってきています。

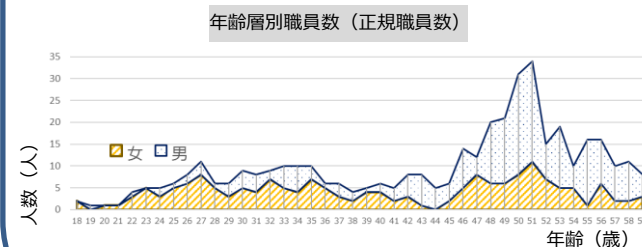


図表 2.2 用途別面積内訳：2015 年（平成 27 年）3 月末現在

職員数の減少

令和 3 年度の年齢層別職員数では、最も職員数の多い年代が 40 代後半から 50 代前半であり、今後、定年延長・役職定年による組織体制の見直しが急務となります。また、大量退職者による知識・技術の継承が懸念されます。

また、人口減少に伴う労働力不足の拡大により、職員の確保が困難になることが予測されます。より少ない人員で安定的な市民サービスが提供できるよう、業務量に応じた適正な職員の確保・配置が求められます。

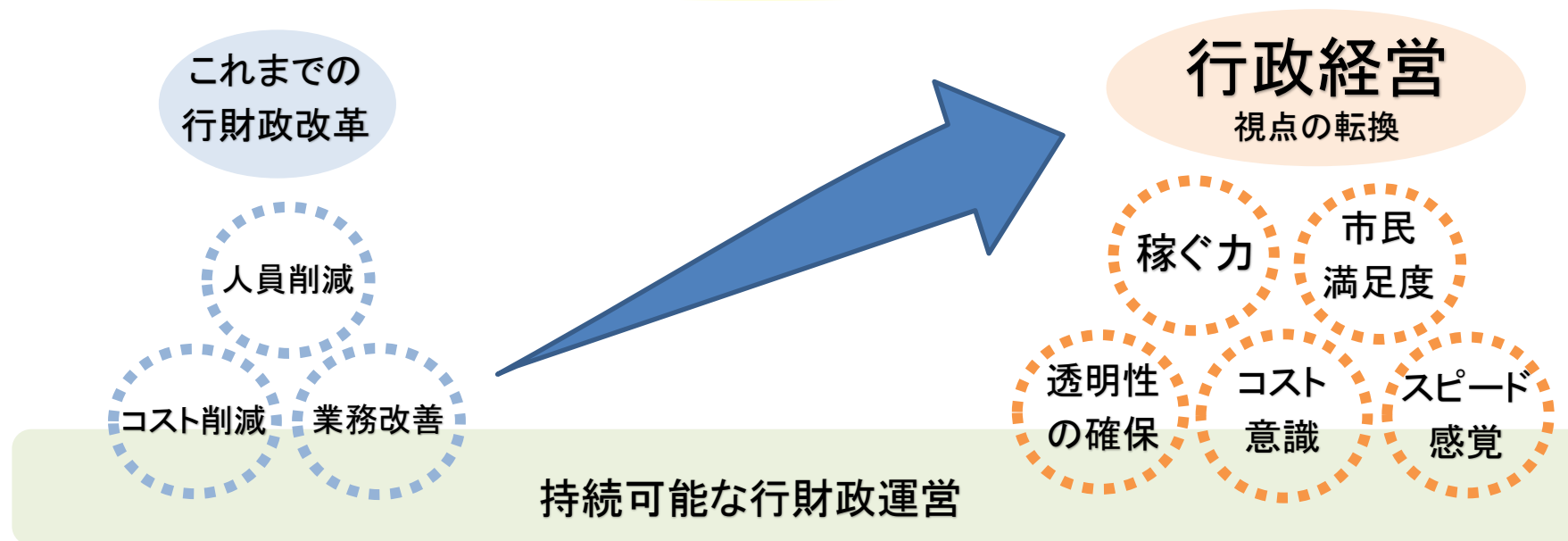


泉南市の未来に向けた働き方改革・働きがい改革の第一歩（提言）

R3.12

これからの取組 —基本理念—

時代に合わせた改革で 次代に引き継ぐ 強くしなやかな泉南市



公共施設の老朽化対策に伴う公債費の増加や少子高齢化による社会保障経費の増加、人口減少に伴う市税収入の減少等、将来的な課題に対し積極的な対策を講じることで、持続可能な行財政運営を行うため、これまでの取組を引き継ぐとともに、経営感覚に基づいたコスト意識や迅速性等を重視し、泉南市ならではの強みを活かした市民が主人公となる仕組みを構築した行政経営への転換、確立に向けて取り組んでいきます。

これからの行政経営 —基本方針—

第6次総合計画に基づくまちづくりを進めるためには、行政内部の改革だけでなく市民・地域団体・NPO等、多様な主体の参画・協働による、地域における主体的な取組を推進することも必要となります。あわせて限りある経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報等）を効果的・効率的に配分し、地域として活性化し続ける持続可能な行財政運営を実現する必要があります。

これからも、持続可能な行財政運営を維持しつつ、市民全体の利益の視点に立った適切な市民サービスを提供します。また、新たな行政課題にも的確に対応するため、部局長マネジメント・部局間連携を強化した仕組みによる行政経営の取組を推進する基本方針を策定します。

基本方針1

行政運営の改革



連携・共創による行政運営の
基盤づくり

- ①行政のデジタル化等による業務改革
- ②公民・広域連携の推進
- ③市民参画・協働の推進 地域力の向上
- ④シティプロモーション戦略

基本方針2

組織・職員の改革



働きがいのある魅力ある
組織づくり

- ①組織・機構見直し 定員管理
- ②組織・人材の活性化
- ③働き方改革の推進
- ④市民の信頼確保

基本方針3

財政運営の改革



自立した持続可能な財政の
基盤づくり

- ①公共施設マネジメントの推進
- ②市債・基金残高の適正な管理
- ③自主財源・その他歳入の確保
- ④事務事業見直しによる歳出の最適化

基本方針 1. 行政運営の改革



限られた行政資源を最大限活用し、効果的・効率的に施策を推進するためには、事業・業務を総点検し、泉南市DX推進計画に基づきICT・デジタル技術の推進を図ります。また、民間やNPO、広域自治体等、様々な主体との連携・協力により、これまで以上にノウハウを活用することで、より市民ニーズや時代の変容（自然災害・新型コロナウイルス等）に対応した質の高い行政サービスを提供します。

01

行政のデジタル化等による業務改革

市民サービス向上に向けて、泉南市DX推進計画に基づき、デジタル技術の徹底的な活用や、BPR（業務プロセスの見直し）を進めることで、仕事のやり方を見直し、業務改革を推進します。

02

公民・広域連携の推進

事業実施にあたっては、ハード・ソフトのいずれにおいても、民間事業者のノウハウ等が最大限発揮できるよう連携を推進します。また、近隣市町村と広域的な課題等において幅広い連携を推進し、効率的な行政運営に取り組みます。

03

市民参画・協働の推進 地域力の向上

地域における市民の自主的な活動の支援や学習機会の提供等、市民がより市政に参画しやすい環境づくりを推進します。また地域コミュニティ活動が活性化されるよう、NPO 団体との連携等、地域を支える人材の育成と確保に努めます。

04

シティプロモーション戦略

SENNAN LONG PARK を核とした市内各地での誘客連携事業を強化し、観光振興の充実を図ります。また、地域の人たちと一緒に魅力を発見・獲得することで、地域資源を効果的に発信・活用します。

基本方針 2. 組織・職員の改革



多様化・複雑化する行政課題や時代の変化にスピード感をもって柔軟に対応できる職員の育成や、市民から信頼される市役所をめざしてコンプライアンスの徹底に努めます。そのためには、人材育成基本方針等に基づき、職員の能力・意欲の向上や仕事へのやりがいと、それらを最大限引き出す人事制度の構築や、多様な働き方を導入するとともに、内部統制を徹底することで風通しの良い職場環境を実現し、市民サービス向上に繋がります。

01

組織・機構見直し 定員管理

取り巻く環境や時代の変化にスピード感を持って的確・柔軟に対応し、最適な組織体制の構築と人員配置に取り組めます。また、事業の見直しや民間への委託、ICT化による業務効率化等を行い、行政規模に応じた定員の適正化を進めます。

02

組織・人材の活性化

多様化・複雑化する行政需要に対し、これまで以上に多様なキャリア・スキルが求められています。人材育成基本方針に基づき、職員の能力や仕事へのやりがいを高め、意欲的に業務に取り組めます。また、市役所での女性活躍を支援する取組を進めます。

03

働き方改革の推進

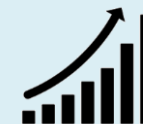
ライフスタイルに合わせた働き方を選択できるよう、男性育児休業の取得促進や、時差出勤・テレワークを実施します。また、職場におけるメンタルヘルス対策等、誰もが生き生きと活躍できる職場環境・風土づくりを進めます。

04

市民の信頼確保

適正かつ効率的な行政執行等を確保し、市民から信頼される行政サービスを安定的・持続的に提供していくために、コンプライアンスを徹底するとともに、内部統制、監査機能の充実・強化を図ります。また、効果的な情報発信に向けた取組も進めます。

基本方針 3. 財政運営の改革



生産年齢人口の減少等により市税収入の大幅な増加が見込まれない中、効率的に事業を実施していくためには、限りある財源を選択と集中に基づき配分することで、将来世代への負担を考慮する必要があります。そのためには、公共施設の最適な管理運営を図るとともに、市債や基金の残高を適正に管理することで、効率的・効果的な財政運営を推進し、健全財政を維持します。また、ふるさと納税等による財源の確保にも積極的に取り組んでいきます。歳出においても、全ての分野において事務事業の見直しや事務の効率化を図ることで、経費削減に努めます。

01

公共施設マネジメントの推進

公共施設については、公共施設等個別施設計画等に基づき、施設の集約化・複合化等、施設の最適な管理運用について取組を進めていきます。また、民間ノウハウを活かした公共用地の利活用による財政負担の軽減を図ります。

02

市債・基金残高の適正な管理

市税収入の減少、災害の発生、老朽化施設対策、その他臨時的な歳出の増加等に備えるため、計画的な市債の発行と、基金の適正な管理に努め、財政基盤の安定を図ります。

03

自主財源・その他歳入の確保

市民負担の公平性と財政の健全性を確保するため、納付の利便性の向上に向けた取組の推進、納付意識の醸成と厳正な滞納整理等による収納率の向上に努めます。また、ふるさと納税等、さらなる歳入確保に向けた取組を推進します。

04

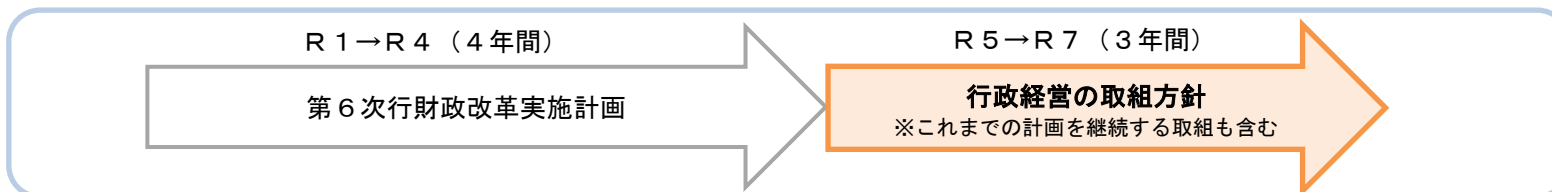
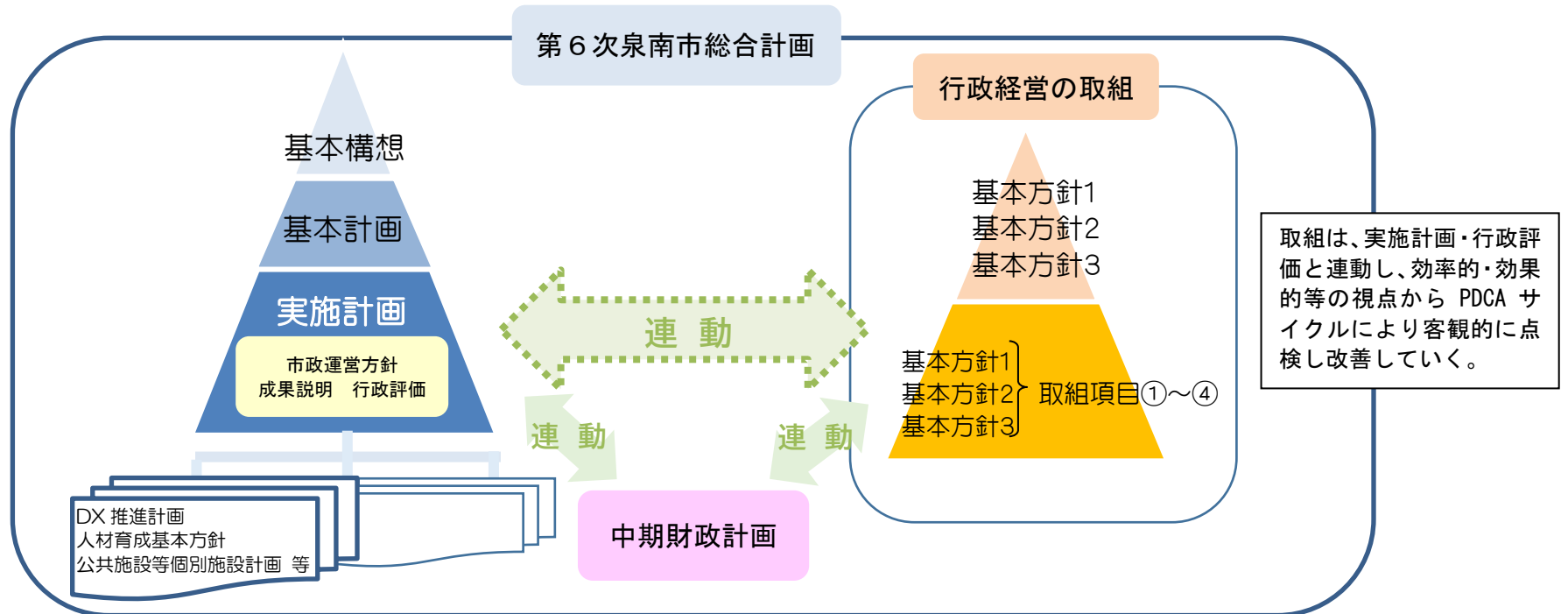
事務事業見直しによる歳出の最適化

泉南市総合計画に掲げる政策を着実に実行するため、PDCA サイクルにより、毎年、事業の必要性や効果等を点検し、見直しを行い、成果の向上と組織目標の達成を図ります。

これからの行政経営 一方針の方向性

第6次行財政改革実施計画においては、限りある資源を有効に活用するべく行革取組を進めてきました。本取組方針では、第6次総合計画に基づき、その他個別計画等で推進している取組も含めて、組織の活性化を図るとともに全庁横断的に持続可能な行財政運営に向けて取り組んでいく方針とします。

また、第6次行財政改革実施計画で定着した取組も継続して実施します。



泉南市行政経営の取組項目

No.	取組事項名	担当課	取組の要点
基本方針1.行政運営の改革			
① 行政のデジタル化等による業務改革			
1	窓口サービスの向上	総務課 関係部署	市で行っている窓口業務について、DX推進計画に基づいた窓口支援システムの導入や、窓口業務の委託化等の検討を行う。
2	オンラインサービスの充実	総務課 関係部署	DX推進計画に基づき、各種行政手続きのデジタル化を推進し、オンラインサービスの導入による業務の効率化を図る。
3	AIやRPAの導入	総務課 関係部署	DX推進計画に基づき、各種行政手続きのデジタル化を推進し、AIやRPAの導入による業務の効率化を図る。
4	ICTの活用による業務の効率化	総務課 関係部署	DX推進計画に基づき、各種行政手続きのデジタル化を推進し、ICTの活用による業務の効率化を図る。
5	業務量調査による業務改善（BPR）	人事課 関係部署	現行業務の現状把握（業務の遂行体制・流れ、処理時間、業務分析、特性、法的制約等の有無など）、既存の業務状況を可視化、課題を分析することで、職員の生産性アップや働き方改革に向けた業務改善を図る。
② 公民・広域連携の推進			
*	連携協定の推進	政策推進課 関係部署	広域的な課題や事業効果の高まりが期待される分野等において、民間や市町村・他府県等との連携を進める。
*	民間ノウハウ・サービスの活用	行革・財産活用室 関係部署	民間等が持つ専門知識等を活用し、限られた財源でより効率的な行政運営を目指すため民間委託等の活用を推進する。
*	企業立地・誘致の推進	政策推進課 産業観光課	市関係部局と連携し、企業立地・誘致を検討する事業所に対して、積極的な取組を推進する。
③ 市民参画・協働の推進 地域力の向上			
*	市民参画・協働の推進	政策推進課 関係部署	自治基本条例に基づき、市民協働の理念のもと、地域資源や人的資源の繋がりを持たせ、より効果的・効率的に市民との協働によるまちづくりを促進する。
*	市民公益活動団体との連携推進	政策推進課 関係部署	自治基本条例に基づき、市民協働の理念のもと、地域資源や人的資源の繋がりを持たせ、より効果的・効率的に市民公益活動団体との協働によるまちづくりを促進する。
④ シティプロモーション戦略			
11	観光振興の充実による誘客連携事業の強化	政策推進課 産業観光課	全国展開している「恋人の聖地のまち」のひとつであるという認知度の向上を図り、ICTを活用した本市の観光資源などの情報を多方面に発信することにより、本市への誘客及び市内周遊の促進や、人と人の出逢いの機会創出、滞在時間の増加を図る。
12	地域資源の情報発信と活用	政策推進課 秘書広報課	住んでみたいと思う魅力あふれるまちづくりとして、各部局で定住促進の様々な取組や魅力ある地域資源の紹介など様々な情報を、それぞれの情報の性格に応じて、発信媒体の特徴を最大限に活かすことで、情報発信の強化を図る。

基本方針2.組織・職員の改革			
① 組織・機構見直し 定員管理			
*	13 組織体制の最適化	政策推進課	国の制度改正や、大阪府からの事務移譲への対応、市民サービスの向上、庁内事務の効率化のために、現行の組織機構の課題・問題点を洗い出し、組織機構の再構築を図る。
*	14 計画的な職員採用による職員の適正配置	人事課	令和5年4月より開始される定年延長・役職定年制を踏まえ、効果的・効率的な職員体制の構築に向け、定員管理計画に基づき必要な人材の配置、職員採用を行う。
② 組織・人材の活性化			
*	15 職員の能力開発	人事課	人材育成基本方針に基づき、自ら考え、行動できる自立型の職員の育成、高い能力を有した幹部職員の安定的な確保・育成及び組織力向上に取り組む。
16	多様な人材の活用	人事課	多様化・複雑化する行政需要に対し、これまで以上に多様なキャリア・スキルが求められる。民間人材の活用も含めた、専門知識に対応できる多様な職域での採用や、定年延長・役職定年制等を踏まえた人材の活用を行う。
17	女性活躍社会の実現	人事課	他団体のロールモデルの情報提供やキャリア形成の支援を行うことで、女性活躍社会を実現し、女性の視点を活かした行政サービスの改革・改善を推進する。管理職の女性比率の向上に向けた取組等、女性活躍を支援する。
18	人事評価制度の見直し	人事課	職員の「がんばり」を適正に評価するため、人事評価制度の運用精度を高め、職員が持つ能力発揮と成長を促す。
③ 働き方改革の推進			
19	多様で柔軟な働き方の導入	人事課 総務課	テレワーク制度の導入・時差勤務の活用等、より効果的・柔軟な働き方を推進する。
20	男性育児休業の取得促進	人事課	男性育児休業の取得を促進する。
21	職員の健康管理	人事課	職場における長時間労働縮減による、効率的な業務運営を推進する。心身ともに健康に勤務できる職場環境を整備する。
④ 市民の信頼確保			
*	22 内部統制の徹底	行革・財産活用室	住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織が目的を達成できるよう、内部統制制度に関するガイドラインに基づき、全庁的に取組を行う。
*	23 包括外部監査の実施	行革・財産活用室	行政の透明性・信頼性を高めるため、地方自治法の規定に基づき、包括外部監査人と委託契約を締結し、包括外部監査を行う。
24	コンプライアンスの推進	人事課	人材育成基本方針に基づき、強い経営力を持った風通しの良い、より活発にコミュニケーションができる組織を実現する。
*	25 よりわかりやすい広報の充実	秘書広報課	広報紙を通じて行政と市民との双方向化を進め、紙面レイアウトや記事、写真、提供情報の表現などあらゆる工夫を講じて、市民に分かりやすく親しみやすい広報活動を推進する。併せて、SNSを活用し、より多くの情報を発信することにより市政への関心を高める。

基本方針3.財政運営の改革			
① 公共施設マネジメントの推進			
* 26	公共施設の最適な管理運用	行革・財産活用室 施設所管課	公共施設等個別施設計画等に基づき、公共施設全体の最適化の具現化を図る。
27	統合・集約化による施設跡地の利活用	行革・財産活用室 施設所管課	施設跡地の利活用について、民間提案制度も含めて検討する。
* 28	指定管理者制度を含む公の施設の見直し	行革・財産活用室 施設所管課	公民館や老人集会場等について、民間事業者等のノウハウを活かした市民サービスの向上を図るとともに、施設管理における経費削減や事務の効率性向上のため指定管理者制度導入施設の拡大もしくはNPO法人、民間事業者等への委託を含めた連携の拡大を図る。
② 市債・基金残高の適正な管理			
* 29	計画的な市債の発行	財政課	市債の新規発行は、事業の精査を行うことにより、計画的に発行を行う。
* 30	財政調整基金等の適正管理	財政課	中期的な視野に立った財政運営ができるよう財政調整基金をはじめとする基金の適正管理に努める。
③ 自主財源・その他歳入の確保			
* 31	ふるさと納税の促進	政策推進課	魅力ある返礼品の発掘、寄附が集まりやすい事業の創出、新規参入事業者の発掘を行うことで返礼品の拡充を図る。【目標15億円】
* 32	市税等の収納対策	税務課	差押等の徹底した滞納処分を実施することで徴収率の向上を図り、財源確保に努める。
* 33	債権の適正管理	行革・財産活用室 関係部署	督促、催告はじめ債権ごとに適切な債権管理の業務を進め、債権管理条例に基づく徴収業務を適正に執行することで各債権の収納率の向上に努める。
* 34	使用料・手数料の見直し	行革・財産活用室 関係各課	受益者により適切な負担を求めることで、市民負担の公平性を図る。令和4年11月に策定した見直し方針に基づき、4年ごとに全庁的見直しを行う。
* 35	土地使用料の徴収	行革・財産活用室 関係部署	市有財産の有効活用と市の収入確保を検討する。（行政財産目的外使用料等の歳入：カーポート型の太陽光発電設備の設置・清涼飲料水の自動販売機の設置）
* 36	広告掲示・ネーミングライツ等の検討	行革・財産活用室 関係各課	市の資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することで、財源の確保を図る。（公用車・ネーミングライツ・広告パンフレット等）

④ 事務事業見直しによる歳出の最適化			
* 37	負担金・補助金の適正化	関係部署	社会情勢の変化や行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を踏まえ、各種団体に対する補助金・負担金について必要性及び有効性を勘案し、適正に交付する。
* 38	保守契約の一括化	関係部署	市役所内のコピー機等の機器のリースやエレベーター等の保守点検委託、行政事務事業及び住民記録情報システム事業等に係る契約の内容や仕様を見直し、全庁一括契約とし、経費の縮減を図る。
* 39	公用車の効率化	総務課	公用車の老朽化等に伴う車両の買い替えに合わせて、業務の実態を踏まえ、可能な限り軽自動車や低排気量車等への切り替えを行うとともに、車両の配置を見直すことで、台数削減に努める。
* 40	ごみ収集業務の民間委託	清掃課	将来的にごみ収集業務の民間委託を進めるため、収集区域の見直しなどの検討を行う。
* 41	学校園校務員の委託化	教育総務課	民間等が持つ専門知識等を活用し、限られた財源でより効率的な行政運営を目指すため民間委託等の活用を推進する。
* 42	施設管理費等の節減	施設所管課	市庁舎等施設管理費に係る契約の内容や仕様を見直し、他の契約と取りまとめを行い経費の節減を検討する。

* 第6次行政改革実施計画から継続する取組

令和4年度 泉南市中期財政計画 財政収支見通し

歳入 (単位:百万円)

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
市税	8,870	8,978	8,840	8,743	8,758	8,761	8,662
市町村民税	2,766	2,811	2,802	2,784	2,766	2,742	2,719
固定資産税	4,753	4,817	4,689	4,621	4,640	4,660	4,594
軽自動車税	180	180	180	180	180	180	180
たばこ税	444	444	444	444	444	444	444
入湯税	0	0	0	0	0	0	0
都市計画税	727	726	725	714	728	735	725
地方譲与税	168	182	182	184	184	184	184
利子割交付金	7	7	7	7	7	7	7
配当割交付金	54	44	44	44	44	44	44
株式等譲渡所得割交付金	60	56	56	56	56	56	56
法人事業税交付金	90	106	155	155	155	155	155
地方消費税交付金	1,370	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393
ゴルフ場利用税交付金	41	43	43	43	43	43	43
環境性能割交付金	26	46	46	46	46	46	46
地方特例交付金	146	56	49	49	49	49	49
地方交付税	4,153	3,975	3,972	4,237	4,106	4,041	4,065
普通交付税	3,712	3,588	3,585	3,855	3,731	3,666	3,690
特別交付税	441	387	387	382	375	375	375
交通安全対策特別交付金	9	9	9	9	9	9	9
分担金及び負担金	41	41	41	41	41	41	41
普通建設事業分	0	0	0	0	0	0	0
その他	41	41	41	41	41	41	41
使用料	184	181	181	173	171	171	171
手数料	138	139	139	139	139	139	139
国庫支出金	7,066	5,770	4,766	4,799	4,843	5,123	5,141
府支出金	2,061	2,139	2,284	2,147	2,197	2,113	2,146
財産収入	30	27	24	24	24	24	24
寄附金	653	500	500	500	500	500	500
繰入金	65	519	662	534	543	543	543
公共施設整備基金	0	0	0	0	0	0	0
公債費管理基金	0	0	0	10	19	19	19
ふるさと泉南水なす基金	55	384	500	500	500	500	500
その他	10	135	162	24	24	24	24
繰越金	385	720	213	307	214	76	0
諸収入	225	259	262	262	262	262	262
地方債	1,455	884	966	988	1,480	1,682	2,587
普通建設事業債	271	504	626	648	905	611	1,150
臨時財政対策債	1,184	320	300	300	300	300	300
その他	0	60	40	40	275	771	1,137
合計	27,297	26,074	24,834	24,880	25,264	25,462	26,267

歳出 (単位:百万円)

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
人件費	4,032	4,251	3,986	4,194	4,118	4,351	4,111
うち退職手当	252	348	20	180	40	300	60
物件費	3,315	3,205	2,982	2,933	3,208	2,900	2,888
維持補修費	172	176	180	172	171	172	175
扶助費	8,603	7,190	7,030	7,175	7,241	7,289	7,342
社会福祉費	1,994	2,042	2,187	2,267	2,349	2,434	2,522
老人福祉費	6	5	5	5	5	5	5
児童福祉費	2,865	2,852	2,871	2,906	2,880	2,852	2,824
生活保護費	1,679	1,690	1,702	1,716	1,730	1,725	1,721
その他	2,059	601	265	281	277	273	270
補助費	3,039	3,393	2,498	2,461	2,355	2,587	2,548
清掃組合負担金	547	639	591	493	453	535	625
消防組合負担金	821	772	759	802	754	883	751
国・府支出金返還金	210	326	200	200	200	200	200
下水道	537	518	418	415	416	429	428
その他	924	1,138	530	551	532	540	544
公債費	2,739	2,782	2,485	2,408	2,306	2,230	2,176
元利償還金	2,739	2,781	2,484	2,407	2,305	2,229	2,175
うち臨時財政対策債	1,007	1,045	1,049	1,028	1,020	990	967
うち三セク債	256	255	259	263	261	259	257
うち用先債	187	181	179	177	175	172	170
うちその他交付税非算入分	1,116	1,152	867	766	718	671	636
一時借入金利子	0	1	1	1	1	1	1
積立金	1,314	753	618	667	620	551	513
公共施設整備基金	3	7	0	0	0	0	0
財政調整基金	322	235	107	154	107	38	0
公債費管理基金	331	0	0	0	0	0	0
ふるさと泉南水なす基金	649	500	500	500	500	500	500
その他	9	11	11	13	13	13	13
投資及び出資金	140	208	316	331	301	273	172
うち下水道	121	188	296	313	283	254	153
繰出金	2,716	2,864	2,900	2,941	2,998	3,001	3,013
国民健康保険	925	936	918	900	878	870	860
介護保険	823	901	920	927	935	941	957
後期高齢者医療	968	1,027	1,062	1,114	1,185	1,190	1,196
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0	153
投資的経費	507	1,039	1,532	1,384	1,870	2,261	3,427
合計	26,577	25,861	24,527	24,666	25,188	25,615	26,518
形式収支	720	213	307	214	76	-153	-251
実質収支	706	213	307	214	76	-153	-251
単年度収支	322	-492	94	-93	-138	-229	-98
実質単年度収支	643	-173	76	61	-31	-191	-98

財政調整基金	1,302	1,434	1,416	1,569	1,676	1,714	1,714
(財政調整基金残高目標額)	(1,442)	(1,390)	(1,363)	(1,382)	(1,370)	(1,363)	(1,357)
公債費管理基金	1,626	1,626	1,626	1,617	1,598	1,579	1,560
公共施設整備基金	977	984	984	985	985	985	986
ふるさと泉南水なす基金	1,390	1,506	1,506	1,506	1,506	1,506	1,506
その他基金	551	537	516	510	505	499	494
基金残高合計	5,846	6,087	6,048	6,187	6,270	6,283	6,260
標準財政規模	14,417	13,897	13,633	13,819	13,697	13,631	13,566

○泉南市健全な財政運営に関する条例

平成 31 年 3 月 29 日条例第 1 号

泉南市健全な財政運営に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 基本原則（第 4 条―第 12 条）

第 3 章 計画的な財政運営（第 13 条・第 14 条）

第 4 章 雑則（第 15 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、泉南市自治基本条例（平成 24 年泉南市条例第 25 号）第 26 条に基づき、限られた財源の範囲内で、必要な施策を効率的かつ計画的に実施するため、財政運営に関する基本事項を定めることにより、健全な財政運営を行い、もって市民福祉の維持向上に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 市長は、最少の経費で最大の効果をあげるように努めるとともに、将来世代に負担を先送りすることのないよう中長期的な視点に立って、社会経済情勢や行政需要の変化に対応した健全な財政運営を行わなければならない。

（責務）

第 3 条 市長は、市民の信頼に基づく負託に応える市の代表機関として、前条の基本理念に基づき、総合計画を踏まえて予算を編成し、執行するとともに、持続可能な財政運営を行わなければならない。

2 市職員は、市民の視点に立って公正、誠実かつ効率的な職務遂行に努めなければならない。

第2章 基本原則

(財政情報の公表)

第4条 市長は、財政運営について透明性の向上を図るとともに市民の財政に対する理解を深めるため、財政に関する情報を積極的かつわかりやすく公表しなければならない。

(歳入及び歳出)

第5条 市長は、歳入について、適切な把握・確保に努めるとともに、増収を図るための方策を検討するものとする。

2 市長は、歳出について、事業効果を考慮した事務の見直し及び効率的で合理的な予算執行に取り組むものとする。

(予算の編成)

第6条 市長は、予算編成に当たっては、社会経済状況等の変化を踏まえ、真に必要な施策・事業を選択するとともに、将来における負担を考慮しなければならない。

(使用料等の見直し)

第7条 市長は、使用料、手数料、負担金又は分担金について、受益と負担の適正化を図るため、定期的に又は必要に応じて見直しを行わなければならない。

(補助金等の見直し)

第8条 市長は、補助金、負担金又は交付金について、補助の必要性及び有効性並びに補助金額等の適正化の観点から定期的に又は必要に応じて見直しを行わなければならない。

(公共施設の管理)

第9条 市長は、市が保有する公共施設について、使用の状況等を踏まえ、長期的な視点に立ち、用途の見直し、維持補修等を行い、統廃合の可能性を含めた資産の計画的かつ効率的な管理に努めなければならない。

(基金の管理)

第10条 市長は、災害により生じた経費その他の緊急を要し、又はやむを得ない理由により生じた行政需要に対応するための資金を確保し、財政の健全な運営に資するため、財政調整基金への積立てを行うよう努めなければならない。

2 市長は、公共施設の修繕又は建替及び財政の安定化に資するため、計画的に基金への積立てを行うよう努めなければならない。

(地方債の発行)

第11条 市長は、地方債の発行に当たっては、将来において市民が負担することの妥当性及び将来の財政運営に与える影響について検討しなければならない。

2 市長は、毎年度の起債発行額が元金償還額を下回るよう努めなければならない。

(財務書類の公表)

第12条 市長は、毎年度、次に掲げる財務書類を作成し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) 純資産変動計算書
- (4) 資金収支計算書

第3章 計画的な財政運営

(中期財政計画の公表)

第13条 市長は、毎年度、総合計画との整合性を図った上で、中期的な期間における各年度の財政収支見通し（以下「中期財政計画」という。）を策定し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 中期財政計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 普通会計の歳入歳出見込額
- (2) 財政調整基金残高の見込額及び目標額
- (3) 地方債残高の見込額

(財政運営判断指標の公表)

第14条 市長は、毎年度、財政運営判断指標を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 財政運営判断指標は、次に掲げる指標とする。

- (1) 経常収支比率
- (2) 財政調整基金比率

(3) 地方債残高比率

(4) 実質公債費比率

(5) 将来負担比率

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

経常収支比率とは、

地方税、地方交付税、譲与税・交付金等の経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示す指数で、財政構造の硬直度を表すものさしとされているものです。経常収支比率が高いということは、義務的経費以外に使える財源に余裕がないことを示し、財政構造の弾力性が低いこととなります。本市においても、歳出削減に努めているもの、市税収入が伸び悩み、地方交付税等の一般財源が大幅な減少となっているなか、義務的な経費の増大により、一般財源の大半を義務的な経費に充当せざるをえない状態となっています。

実質赤字比率とは

なお、将来負担比率の算定に誤りがあったため、修正をしています。形式的には黒字であっても、翌年度の収入をその年度に繰り上げていたり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰り延べている等して、実質的には赤字の状態を実質赤字と言います。一般会計等における実質赤字が、財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示すのが実質赤字比率です。

連結実質赤字比率とは

一般会計等において翌年度収入の繰上げをしている等の実質的な赤字状態が実質赤字であり、さらに、国民健康保険会計や下水道会計等、市の全ての会計を合計した結果、実質赤字が生じている状態が連結実質赤字です。財政規模に対する連結実質赤字の割合が連結実質赤字比率です。

実質公債費比率とは

施設整備等の際の借入金を返済する予算を公債費と言います。この公債費の負担度合いを判断する指標が実質公債費比率です。実質公債費比率は、標準的な収入に対する公債費（見込まれる収入を除いた額）の割合で、数値が小さいほど、公債費の負担度合いが少ないことを示します。

将来負担比率とは

将来負担する借入金の残高などの度合いを判断する指標が将来負担比率です。将来負担比率は、将来負担する借入金の残高などから、貯金や見込まれる収入を除いた額が、標準的な収入に対して、どれくらいの割合あるかを示した数値です。この数値が小さいほど将来負担の度合いが少ないことを示しています。

資金不足比率とは

公営企業会計において資金不足の場合に、この不足額の当該事業の規模に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示すもの。